

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	さいたま市児童系業務(放課後児童クラブ)システム運用支援業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外
契約締結日	令和5年3月27日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉支社
契約金額	5,885,000円
随意契約によること とした理由	<p>当該システムを使用した事務については、運用面での支援を業務委託する必要があり、本業務の契約の相手方には基本パッケージソフトウェアのシステム構成等を熟知し、正確で早急な対応ができることが求められる。また、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない保守、点検を実施する必要があるため、システム開発者である当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>